

議案第190号

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年静岡市条例第110号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条」を「第17条」に改める。

第14条を次のように改める。

（連帯保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市内に住所を有し、かつ、償還能力があると市長が認める者1人を連帯保証人として立てることができる。

2 前項の連帯保証人の保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

3 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合にあっては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあっては、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は延滞した場合を除きその利率を年1パーセントとする。

第15条中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第16条を削る。

第17条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第16条とし、第5章中第18条を第17条とする。

別表中「ひじ関節」を「肘関節」に、「ひざ関節」を「膝関節」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条の規定は、この条

例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。